

図表2 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合の例

短期間の過重業務	発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
	発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行う等過度の長時間労働が認められる場合
異常な出来事	業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
	事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
	生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
	著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
	著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

資料出所：厚生労働省「脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント」

では、今後も議論が必要との声が上がっている。過労死により死亡した労働者の遺族らは、世界保健機関（WHO）・国際労働機関（ILO）より1カ月当たりの時間外労働が月65時間に及ぶと脳・心臓疾患のリスクが高まるとの調査結果が発表され

たとして、「過労死ライン」の引き下げを訴えている。働き方改革により、長時間労働是正の動きが活発になった昨今だが、将来的にさらに厳しい対応が求められる可能性もある。今後の動向を注視したい。

## 社会保険・厚生関係

### 確定拠出年金の拠出限度額の見直し等について

令和2年12月21日付にて閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」に伴い、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」（令3.9.1 政令244）および「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」（令3.9.1 厚労令150）が発出された。

ここでは、これらの政省令の要点について解説する。

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令3.9.1 政令244）

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令3.9.1 厚労令150）

土屋真実子 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1. 確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて

より多くの人々がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の

充実を図るため、令和2（2020）年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令2 法律40。以下、2020年改正）

が公布され、公的年金および私的年金制度のさまざまな見直しが実施されてきた[図表1]。今回の政令および省令の改正は、[図表1]の最下段、令和6（2024）年12月1日施行の対応であり、これをもって2020年改正の一連の対応が完了することとなる。

現行の確定拠出年金制度においては、企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）および個人型年金（以下、iDeCo）の拠出限度額について、確定給付企業年金（以下、DB）をはじめとする他制度に並行して加入する場合、一律に他制度掛金相当額を月額2.75万円と評価する仕組みとなっている。実際には加入する他制度ごとに、給付や掛金の水準が異なるにもかかわらず、一律の取り扱いとなることから、加入者間での不公平が生じていた。今回の改正により、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとに掛金相当額が反映され、より公平な算定方式への改善が図られることとなる。

## [1]企業型DC拠出限度額の見直し

企業型DCの拠出限度額については、次の算定方式への見直しが行われる[図表2]。

見直し後は、[図表3]のように、DB等の他制度掛金相当額が低い場合には、企業型DCで拠出できる額が大きくなり、他制度掛金相当額が高い場合には、企業型DCで拠出できる額が小さくなる。

なお、制度の見直しに当たっては、既に現行制度下で承認を受けた規約に基づき企業型DCを実施している事業主に対し、経過措置が設けられる[図表3]。措置の内容は、新算定方式の「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、現行水準同様に、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とするものである。ただし、施行日以後に新たに企業型DCを実施した場合や、企業型DCの事業主掛金の算定方法やDBの給付設計を変更する規約変更を行った場合には、経過措置の適用は終了し、新制度が適

図表1 2020年改正の施行スケジュール

区分	公的年金	私的年金（企業型年金・個人型年金）	
	改正法の施行 （主な改正項目）	改正法の施行	その他
令和2（2020）年 6月5日 【公布日】	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>支給開始時期の上限引き上げ（65歳→70歳）</li> </ul> </li> <li>iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託</li> <li>DCの運営管理機関の登録手続きの見直し</li> </ul>	
令和2（2020）年 10月1日		<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員100人以下→300人以下</li> </ul> </li> <li>企業型DCの規約変更手続きの見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DBガバナンスの確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>総合型基金の代議員規制、総合型基金におけるAUP（「合意された手続業務」）等の実施、資産運用委員会の設置を法令で義務化</li> </ul> </li> <li>DB・DCの法令解釈通知等の改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者資格等について「同一労働同一賃金ガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえることを明記</li> <li>いわゆる選択制DCの実施に当たっての事業主の説明義務等を明記</li> </ul> </li> </ul>

区 分	公 的 年 金	私的年金（企業型年金・個人型年金）	
	改正法の施行 （主な改正項目）	改正法の施行	そ の 他
令和3（2021）年 1月1日			●iDeCo加入申し込み等のオンライン化と添付書類の簡素化
令和3（2021）年 3月1日	●児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し		
令和3（2021）年 4月1日	●短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引き上げ ●未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加	●DCにおける中途引き出し（脱退一時金）の改善 ●通算の掛金拠出期間の要件を3年以下から5年以下に見直し	
令和4（2022）年 4月1日	●受給開始時期の選択肢の拡大 ●繰り下げ受給の上限年齢引き上げ（70歳→75歳） ●在職中の年金受給の在り方の見直し ●国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え	●DCの受給開始時期の選択肢の拡大 ●受給開始時期の上限引き上げ（70歳→75歳）	●事業主による企業型DCの業務報告に係る手続きの見直し ●記載事項の簡素化と企業型記録関連運営管理機関を通じた提出 ※令和4年3月以降に終了する事業年度から施行
令和4（2022）年 5月1日		●DCの加入可能要件の見直し ●企業型DC 65歳未満→70歳未満 ●iDeCo 60歳未満→65歳未満 ●DCにおける中途引き出し（脱退一時金）の改善 ●外国籍人材の帰国時の受給要件緩和 ●制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 ●制度終了DB→iDeCo ●企業型DC→通算企業年金	
令和4（2022）年 10月1日	●被用者保険の適用拡大 ●企業規模要件 500人超→100人超 等	●企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 ●企業型DC加入者ごとのマッチング拠出とiDeCo加入の選択	
令和6（2024）年 10月1日	●被用者保険の適用拡大 ●企業規模要件 100人超→50人超		
令和6（2024）年 12月1日			●拠出限度額の算定に当たってDB等の他制度掛金相当額の反映

資料出所：厚生労働省「2020年改正の施行について」を一部編集。

図表2 企業型DCの拠出限度額算定方式

	【現 行】	【見直し内容】 （令和6（2024）年12月1日施行）
企業型DCのみに加入する場合	月額5.5万円	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額 （5.5万円－他制度掛金相当額）
企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額2.75万円 （5.5万円－一律2.75万円）	

用される。また、今回の見直しに伴い、月額2.75万円を超えて企業型DCの事業主掛金を拠出しようとする場合も経過措置の適用は終了し、新制度が適用されることに留意が必要である。

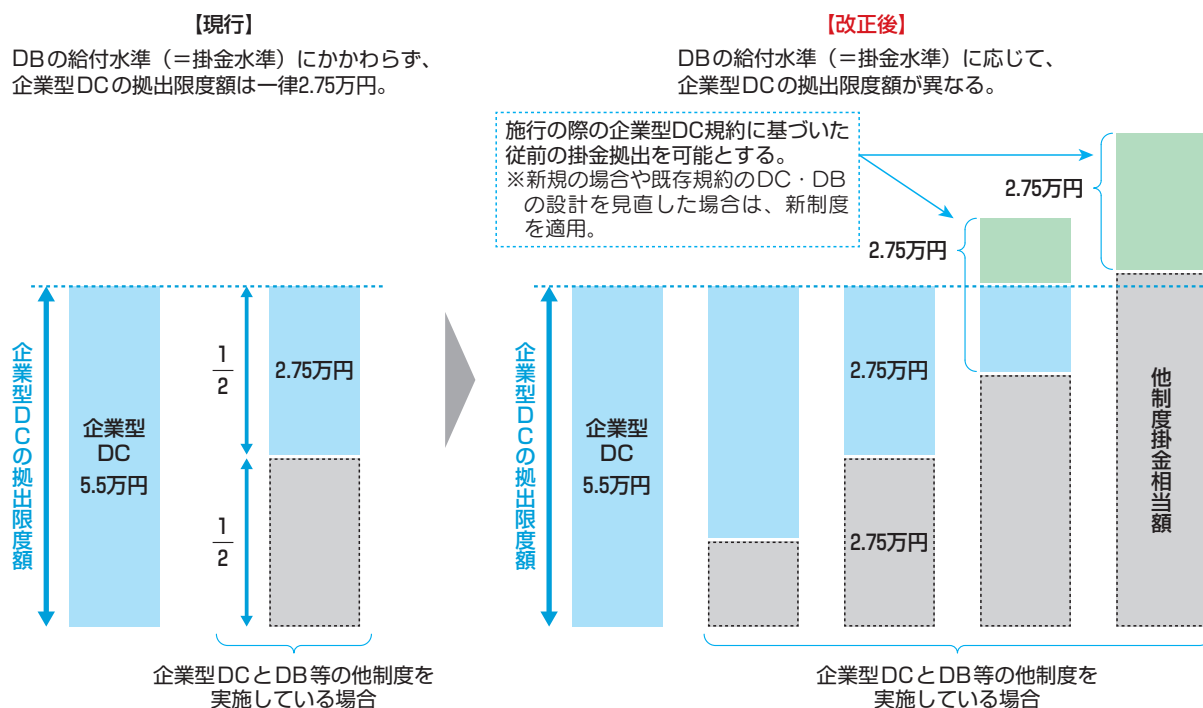
## [2] 企業型年金加入者のiDeCoの拠出限度額の見直し

iDeCoの拠出限度額の算定に当たっても同様に、すべてのDB等の他制度掛金相当額を一律評価し

ている現状を改め、加入者がそれぞれ加入している他制度ごとの掛金相当額の実態を反映する。また併せて、拠出限度額の上限を月額2万円に統一し、加入者間での公平を図ることとなる。具体的には、[図表4]のように算定方式が見直される。

見直し後は、企業年金加入者のiDeCoの拠出限度額が「月額2万円、かつ、事業主の拠出額（企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額）の総額が月額5.5万円の範囲内」となることか

図表3 算定方式見直し後の企業型DCの拠出限度額のイメージ



図表4 iDeCoの拠出限度額算定方式

国民年金第2号被保険者	令和4(2022)年10月1日～	令和6(2024)年12月1日～
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額2万円を上限）	月額5.5万円－（各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額） （ただし、月額2万円を上限）
②企業型DCとDB等の他制度に加入	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額1.2万円を上限）	
③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）	月額1.2万円	



合)、資産額が一定額(25万円)以下である等、一定の要件を満たすことで、脱退一時金を受給できるよう、令和4(2022)年5月1日より見直しが行われた。

なお、企業型DC加入者([図表4]①②)についても、5.5万円から各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額を控除した額が、iDeCo掛金の最低額を下回る場合、iDeCoに掛金を拠出できなくなるが、iDeCoの個人別管理資産を企業型DCに移換し、運用を継続することができるため、企業型DC加入者については、脱退一時金の受給対象より除外されている。

## 2. 他制度掛金相当額の算出方法について

さて、これまで確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて確認したが、以降では今回の見直しの焦点ともなる他制度掛金相当額の算出方法について解説する。

### [1] DB加入者に係る他制度掛金相当額

DB加入者の掛金相当額は、財政方式ごとに[図表6]の方法で算出する。なお、DB加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金はゼロであるものとして算定し、また、積

立金が積み立て上限額を超え、掛金の控除を行う場合も、当該控除しなければならない額をゼロとして算定することとされている。

なお、現行の標準掛金計算に用いた数値以外の数値を新たに作成する必要がある、システム等の実務面の制約により、財政方式ごとの所定算定式に基づいた算定が困難な場合には、加入者数にかかわらず、[図表6]⑥の方式を採用することが認められている。例えば、[図表6]③の閉鎖型総合保険料方式において、将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が挙げられる。

また、他制度掛金相当額は、規約の必要記載事項である「掛金の拠出に関する事項」(確定給付企業年金法4条6号)に該当するため、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、規約に定める必要がある。さらに、標準掛金と同様の手法により算定するものであるため、[図表6]⑥の「簡易な基準」の場合を除き、年金数理人による確認を受ける必要があることには、あらかじめ留意が必要である。

### [2] DB以外の他制度掛金および共済掛金相当額

次に、DB以外の他制度加入者に係る掛金相当額については、[図表7]の方法で算出する。なお、

**図表6** DB加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

①加入年齢方式	$\frac{\text{標準加入者の給付現価}}{\text{標準加入者の人数現価}}$
②開放基金方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$
③閉鎖型総合保険料方式	$\frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$ ※算定が困難と認められる場合は、⑥と同様の方法で算出
④①～③に該当しない財政方式	上記に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める方法により算定
⑤リスク型分担企業年金	給付の額の調整がないものとして、財政方式に応じた上記の方法により算定 ※標準掛金を見直さない限り、DB加入者に係る他制度掛金相当額は一定
⑥簡易な基準に基づくDB (加入者数500人未満)	$\frac{\text{標準掛金の総額}}{\text{加入者数}}$ ※直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づき算定

厚生年金基金については、DB同様に、積立金が積み立て上限額を超え、掛金の控除を行う場合、当該控除しなければならない額をゼロとして算定することとされている。

### [3] 他制度掛金相当額および共済掛金相当額に係るその他の取り扱い

加えて、他制度掛金相当額および共済掛金相当額の算定時には、次の2点に留意しなければならない。

- ① 掛金相当額は1000円未満を四捨五入し、1000円単位とすること
- ② 掛金の再計算および費用の再計算を実施するたびに再度算定すること

なお、DB加入者および厚生年金基金加入者に係る他制度掛金相当額の算定は、実施事業所の事業主または企業年金基金にその義務が課されるが、掛金額の計算業務同様に、信託会社や金融機関、生命保険会社等へ委託することも可能とされているため、まずはサービス提供元に対応について相談するとよいだろう。

また、経過措置として、施行年度である令和6

図表7 DB以外の他制度掛金および共済掛金相当額の算定方法

私立学校教職員共済制度	DB加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額
石炭鉱業年金基金	
厚生年金基金	代行部分がないものとして、DB加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法と同様の方法により算定
国家公務員共済組合	DB加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める額
地方公務員等共済組合	

(2024)年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づき掛金の額を算定するDB加入者および厚生年金基金加入員に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額（免除保険料額を除く）を当該財政計算の計算基準日における加入者数または加入員数で除した額を月額換算した額、すなわち[図表6]⑥の算定方法を用いることができるものとされている。